

群馬県知事 ○ ○ ○ ○ 様

下仁田町長 ○ ○ ○ ○

見解書に対する意見について（回答）

平成 18 年 6 月 5 日付廃政第 400-52 号で照会がありました協議者の見解書に対する当町の意見は以下のとおりです。

記

1 意見の趣旨

協議者の見解書 14 ページ以下の「下仁田町の意見、弊社見解」は以下に述べるとおり、何ら具体的対応等が示されておらず、あいまい且つ抽象的な弁明に終始しており、不十分といわざるを得ません。

よって当町としましては、協議者に対し設置計画の早期撤回を強く求めるものです。

2 協議者の個々の見解に対する当町の意見は次のとおりです。

[14 ページ]

I 本件に関する町の基本姿勢

「弊社としては、出来るだけ住民及び行政と一緒にあって地域環境保全を推進していきたいと考えております。」としているが、住民及び行政とも反対を表明して設置反対を強く要望しているのであるから「一緒にあって推進すること」はあり得ず、協議者は「出来るだけ」や「推進したい」ということ自体が地域住民の不安を募らせていることへの理解が不足しているといわざるを得ない。

II 事業者の計画に係る立地条件等に関する弊社の意見について

1 計画地進入路に関しての疑義に対する弊社の見解

(1) 「○○用水関係者が反対の意思表示をしている」中での対応を「○

○用水関係者の理解を頂き同意取得に努めます。」としているが、どのように理解を得、同意取得するのかが不明であり、且つ回答になっていない。

[15 ページ]

(2) 「町には拡幅用地の確保に対する協力の意志はない。」にも関わらず「地域住民の理解が得られるよう努めますので、町の協力が頂けるものと確信しております。」としているが、強く設置反対を要求する住民と町につき「住民同意」「町の協力」をいつ、どのようにして得るというのか、ただ言葉を並べただけで全く内容のない見解といわざるを得ない。

2 計画地内における町道敷きなどに係る疑義

(1) 「町としては町道の払い下げや付け替えに応ずる意志はない。」ことに対して、「町及び住民に理解が得られるよう話し合いを継続していきます。ゴルフ場開発のときは、同道路は別の形で全て合意に達していたものであると理解しています。」としているが、協力・交渉に応ずる意志の無いものに対して、話し合いの継続だけで理解を得ることは不可能である。

また、「ゴルフ場開発のときは」とすでに取り下げ・廃止された開発を引き合いに出しているが、「ゴルフ場開発のとき」と本件とは全く別の問題であって無関係であり、協議者が示した見解自体が見識といわざるを得ない。

(2) 上記(1)の前段部分に同じ。

3 町が差し押さえている土地の滞納整理について「施設許可時に弊社が対応」としているが、施設許可がでなければ公租公課の支払いに対応しないことであり、誠意ある対応とは思えない。

[16 ページ]

4 町内民間調査団体の調査結果による意見について

(1) 『南蛇井層は粘土化が進んで崩れやすく、水を通しやすい環境であり、計画概要書において、「安定した地盤で地盤環境に対する影響はない」としたことの根拠』が見出せないことの問題に対して、「地山が崩壊しないよう安定勾配で施行します。」としているのみで影響はないとしたことの説明根拠とはなっていない。

(2) 『事前協議書の「地下水は上流域が小さい為、湧水等も無く少ないと思われる。」という記述の根拠及び計画概要書の「上流近くには、し尿処理施設からの排水が同じ鍬川に流れ、水環境（水質、水生生物）に対しての影響は少なく、埋立て施設としての適性度は最適」とした根拠』について何ら具体的回答が示されていない。

更に、「し尿処理施設の排水が流れ込んでいることと、どのような関連」があるのかとの問いかけにも、計画における遮水シートの施工方法等をいうばかりで、なんら答えていない。

[17 ページ]

(3) 気候的に温暖常緑広葉樹林（照葉樹林）の内陸部における北限地であることや、環境省・県のレッドデータブックにおける貴重種が確認されたことの指摘に対して、事前業者（高峰ゴルフ）からの報告や現地踏査では貴重種の有無がわからなかったとしている点は協議者として無責任といわざるを得ない。

また、「保存又は移植が必要な貴重種がありましたら、計画を見直して実施設計して施設を建設します。」という見解は、まさに施設建設ありきの考え方であり、計画地は県内における太平洋型植生域の中でも貴重な植物が多数生育している植生域である点や、シラカシ林が構成する照葉樹林帯のような「地域」として保護しなければならないものである点も全く考慮されていない。

(4) 「計画地は、首都圏から近く、最終処分場としての自然・周辺環境条件がすぐれているばかりではなく社会・経済条件も優れています。」とする根拠を求めたことに関し、「弊社が処分場運営している経験上、関東圏の多数の最終処分場計画の情報をもとに調査した物件の中で、優れていると判断した記載です。」と、自らの思いこみ的な判断であり、具体的な比較資料等に基づくものではないことを認めている。

5 添付書類

(1) 下仁田町議会からの平成 18 年 6 月 26 日付要望書

(2) 下仁田町産廃阻止住民の会からの平成 18 年 7 月 19 日付要望書

以 上